

自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）

7

平成22年10月1日現在適用中

1	商品の名称	自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）	
		単利型	複利型
2	お預け入れいただける方	・個人のお客様および法人のお客様 個人のお客様	
3	お預け入れ期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式の場合 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年 お預け入れ時のお申出により自動継続（元金継続または元利継続）のお取り扱いが出来ます ・満期日指定方式の場合 1ヶ月超5年未満 	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式の場合 3年、4年、5年 お預け入れ時のお申出により自動継続（元金継続または元利継続）のお取り扱いが出来ます ・満期日指定方式の場合 3年超5年未満
4	お預け入れ (1)お預け入れ方法 (2)お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括お預け入れです ・100円以上300万円未満 ・1円単位 	
5	お支払い方法	・満期日以後に一括してお支払いします	
6	お利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・お預け入れ時の店頭表示利率を約定金利として満期日まで適用します ・自動継続の場合における継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・お預け入れ期間が2年未満の場合は、満期日以後に一括してお支払いします ・お預け入れ期間が2年以上の場合は、中間利払日（お預け入れ日から満期日の1年前の応当日までに到来するお預け入れ日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割してお支払いします なお、中間利払日にお支払いするお利息は、お預け入れ日または前回の中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で行います 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・お預け入れ時の店頭表示利率を約定金利として満期日まで適用します ・自動継続の場合における継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・満期日以後に一括してお支払いします ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6ヶ月毎の複利計算で行います

7	税金	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客様のお利息は源泉分離課税となり、20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります ただし、マル優をご利用された場合を除きます 法人のお客様のお利息は総合課税となります 	<ul style="list-style-type: none"> お利息は源泉分離課税となり、20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります ただし、マル優をご利用された場合を除きます
8	手数料	<ul style="list-style-type: none"> 不要です 	
9	付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客様で自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます 貸越利率は担保定期預金の約定金利に0.5%上乗せした利率が適用されます 個人のお客様はマル優のご利用ができます 預け入れ期間が2年のものは、中間払利息を定期預金とすることができます 	<ul style="list-style-type: none"> 自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます 貸越利率は担保定期預金の約定金利に0.5%上乗せした利率が適用されます マル優のご利用ができます
10	中途解約時のお取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約される場合は中途解約となり、別表の「中途解約利息一覧表」に基づき計算してお支払いします なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します 	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約される場合は中途解約となり、別表の「中途解約利息一覧表」に基づき計算してお支払いします
11	金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 店頭備付の金利表示ボードでご確認いただくか、または窓口へご照会ください 	
12	苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括本部(9時~17時30分 電話:0120-939-853)にお申出ください 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業統括本部または全国しんきん相談所(9時~17時 電話:03-3517-5825)にお申し出ください 	
13	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します 本商品は預金保険制度の対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます 	